

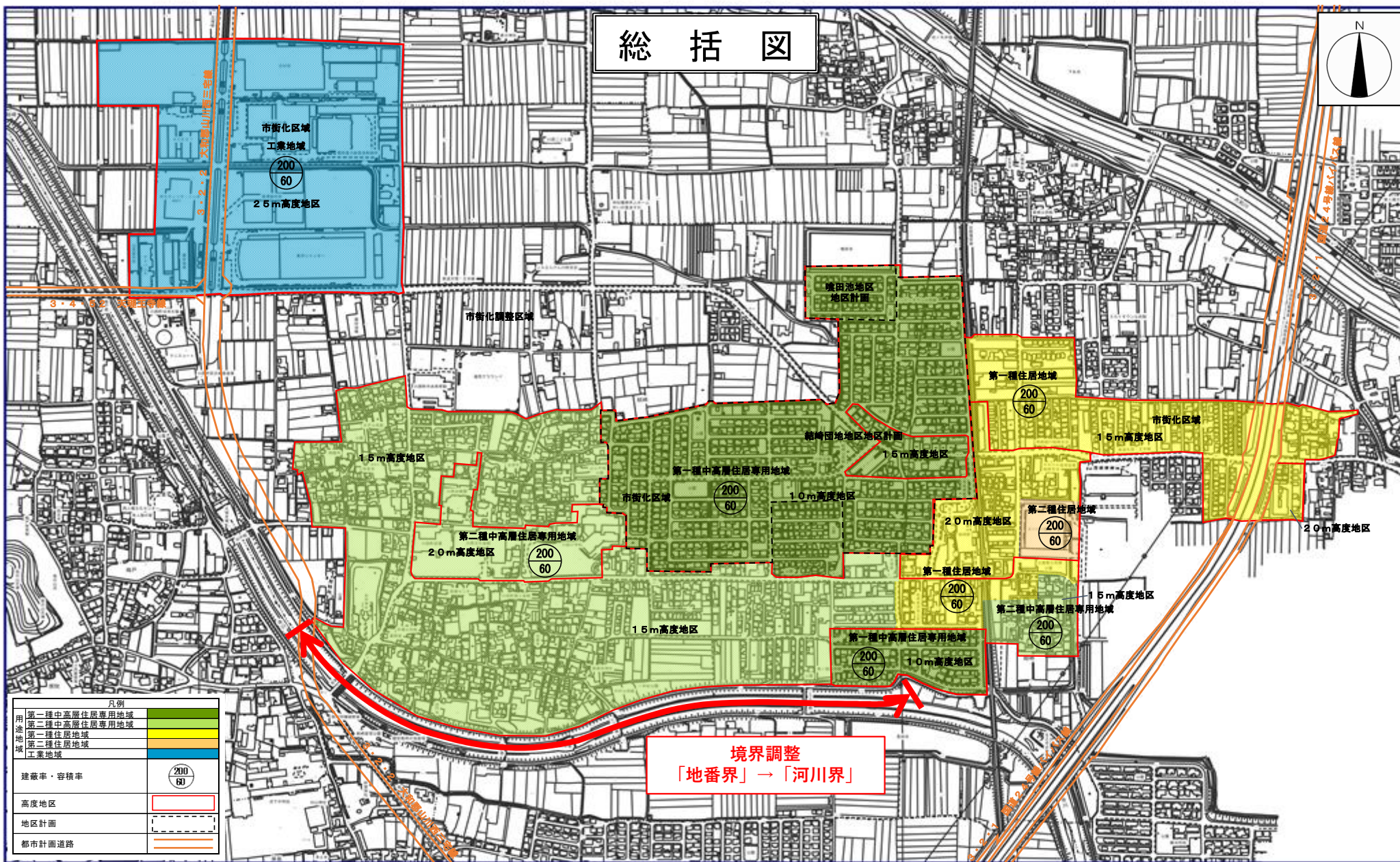
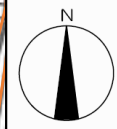
大和都市計画用途地域の変更（原案）（川西町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第一種中高層住居専用地域	約 26. 0ha	200%以下	60%以下	—	—	—	
小 計	約 26. 0ha						
第二種中高層住居専用地域	約 38. 7ha	200%以下	60%以下	—	—	—	0. 01ha 増
小 計	約 38. 7ha						0. 01ha 増
第一種住居地域	約 16. 8ha	200%以下	60%以下	—	—	—	
小 計	約 16. 8ha						
第二種住居地域	約 1. 1ha	200%以下	60%以下	—	—	—	
小 計	約 1. 1ha						
工業地域	約 21. 7ha	200%以下	60%以下	—	—	—	
小 計	約 21. 7ha						
工業専用地域	約 26. 3ha	300%以下	60%以下	—	—	—	
小 計	約 26. 3ha						
合 計	約 130. 6ha						0. 01ha 増

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

総括図



縮尺：1/10,000 【A4】

0

1,000

理由書

1. 地区の概要

当該地区は、本町を東西に横断する一級河川寺川の右岸に位置し、古くからの集落と新興住宅地とが調和した居住市街地エリアの一部を形成する区域である。近年では、これまで空閑地であった河川沿い農地においても積極的な宅地開発が行われ、空閑地の確実な解消が見込まれる区域である。

現在の用途地域は、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に指定されている。

2. 変更理由

当該地区を含む寺川右岸側では、線引き当時に決定のあった区域境界に沿って居住市街地エリアが形成されてきた。今後、一体的な土地利用を促し、隙間の無い居住市街地エリアの形成を図るため、区域区分及び地域地区境界の見直し（調整）を行う。